入札参加者の皆様へ

平成２３年１１月３０日
宇都宮市上下水道事業管理者

建設工事に係る最低制限価格及び低入札調査基準価格等の算定方法の一部改正について

建設工事に係る，最低制限価格及び低入札調査基準価格等の算定方法を，下記のとおり改正します。

記

１　改正内容

(1)最低制限価格及び低入札調査基準価格の算定

改正後	改正前
①「直接工事費の１００％」 ②「共通仮設費の１００％」 ③「**現場管理費の　８０％**」 ④「一般管理費の　３０％」	①「直接工事費の１００％」 ②「共通仮設費の１００％」 ③「**現場管理費の　７０％**」 ④「一般管理費の　３０％」

(2) 低入札調査基準価格を下回った場合の失格基準の算定

改正後	改正前
下記項目の(1)～(5)に一つでも該当したときは，失格とする。 【項目別基準】 「項目別基準」は変更なし 【総額基準】 (5) 入札価格が，下記の①～④の合計額から⑤の額を減じた額または，⑥～⑨までの合計額のいずれか低い額未満である。 ①「直接工事費の１００％」 ②「共通仮設費の１００％」 ③**「現場管理費の　８０％」** ④「一般管理費の　３０％」 ⑤「比較価格の　　　３％」 ⑥「直接工事費の　９５％」 ⑦「共通仮設費の　９０％」 ⑧**「現場管理費の　８０％」** ⑨「一般管理費の　３０％」	下記項目の(1)～(5)に一つでも該当したときは，失格とする。 【項目別基準】 (1) 直接工事費が市設計額の７５％未満である。 (2) 共通仮設費が市設計額の７０％未満である。 (3) 現場管理費が市設計額の７０％未満である。 (4) 一般管理費が市設計額の３０％未満である。 ※諸経費が(2)～(4)に細分化されていない場合は，諸経費が市設計額の５５％未満である。 【総額基準】 (5) 入札価格が，下記の①～④の合計額から⑤の額を減じた額または，⑥～⑨までの合計額のいずれか低い額未満である。 ①「直接工事費の１００％」 ②「共通仮設費の１００％」 ③**「現場管理費の　７０％」** ④「一般管理費の　３０％」 ⑤「比較価格の　　　３％」 ⑥「直接工事費の　９５％」 ⑦「共通仮設費の　９０％」 ⑧**「現場管理費の　７０％」** ⑨「一般管理費の　３０％」

２　適　用

平成２３年１２月１日以降に公告する案件から適用します。

※詳細については，「入札参加者の心得」及び公告文添付の「共通事項」をご確認ください。